平成２２年（フ）第６３２号
東京都清瀬市竹丘２丁目７番４号アヴェニール竹丘507号
債務者　小野　慎介
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２０号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番11―207号
債務者　染谷　布美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１００号
熊本県水俣市桜ケ丘６番13号
債務者　山田　雄二
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後３時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１１号
熊本県八代市鏡町塩浜391番地７
債務者　吉田　卓穂
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１２号
熊本県八代市鏡町塩浜391番地７
債務者　吉田　　彩（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１１８号
栃木県小山市大字中里996番地
債務者　和ニットこと　橋爪　弘務
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１１９号
栃木県小山市大字中里996番地
債務者　橋爪　和子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１２６号
栃木県小山市大字間々田2510番地21
債務者　山田　春光
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１３７号
栃木県小山市大字高椅1886番地
債務者　金井日出美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５８１号
愛知県岡崎市天白町字郷西45番地４
債務者　野本絵梨果
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
岡山県津山市志戸部686番地
債務者　橋元　夏子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１２２号
岡山県津山市北園町７番地14
債務者　小阪　正勝
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３８７号
青森市大字奥内字宮田126番地14
債務者　奈良　陽輔
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
青森県五所川原市大字姥袋字船橋230番地14
債務者　福井　恭子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
青森県五所川原市松島町１丁目503番地７
債務者　澤田　宏之
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
静岡県袋井市新池672番地の１
債務者　山口　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係